

新 西 地 第 号
令 和 6 年 8 月 日

西区自治協議会会長 様

西区役所地域課長

西区地域公共交通検討会議委員の推薦について（依頼）

日頃より、市政運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当区で策定した「西区生活交通改善プラン」が令和7年3月までのプランとなっており、今年度は見直しの年となっております。本会議は、全市的に持続可能な公共交通体系の構築に向けて関係者の皆様と広く意見交換を行い「西区生活交通改善プラン」の策定の参考にさせていただくことを目的として開催を予定しております。

つきましては、「西区生活交通改善プラン」を策定するにあたり地域住民のご意見をお聴きしたいため、会議の構成員として貴会委員から4名をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 会議の名称 西区地域公共交通検討会議
- 2 委員の任期 令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
- 3 開催予定 今年度2回予定
- 4 報 酬 6,200円
- 5 添付資料 西区地域公共交通検討会議開催要綱

【担当者】

新潟市西区役所地域課企画・地域振興担当 宮村
〒950-2097 新潟市西区寺尾3丁目14番41号
TEL: 025-264-7161 FAX: 025-269-1650
E-mail: chiiki.w@city.niigata.lg.jp (課代表)

西区地域公共交通検討会議開催要綱

(開催)

第1条 持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、西区のまちづくりと連携し、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について、市民や関係者との協働により検討するため、意見交換を行う場として、西区地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 区内の地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 段階的なバス路線の再編や交通結節機能の強化など具体的な交通施策等に関する事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 検討会議の構成員は別表に掲げる者及び団体の中から当該団体において選出された者とする。

- 2 検討会議には、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 検討会議は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 検討会議に事務局をおく。

- 2 検討会議の事務局は、西区役所地域課及び都市政策部都市交通政策課で構成し、検討会議の運営にあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

西区地域公共交通検討会議構成員

西区自治協議会 関係住民バス運営団体 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局（輸送・監査部門） 新潟県新潟西警察署 新潟市ハイヤータクシー協会 新潟交通株式会社乗合バス部 新潟交通観光バス株式会社 新潟市都市政策部都市交通政策課長 新潟市西区役所地域課長 新潟市西区役所建設課長

令和6年度西区地域公共交通検討会議構成員(案)

種 別	所属等	氏 名	備 考
西区自治協議会	西区自治協議会	山賀 昌子	第3部会 部会長
	西区自治協議会	伊藤 健一	<坂井輪地区> 真砂小学校区コミュニティ協議会 会長
	西区自治協議会	伊藤 正弘	<黒埼地区> 立仏校区ふれあい協議会 副会長
	西区自治協議会	伊藤 甲一	<西地区> コミュニティ中野小屋 副会長
関係住民バス 運営団体	コミュニティ佐潟バス 運営委員会	-	
	内野上新町バス 運営委員会	-	
国土交通省北陸信越 運輸局新潟運輸支局 (輸送・監査担当)	国土交通省北陸信越 運輸局新潟運輸支局	-	
新潟県西警察署	新潟県西警察署	-	
新潟市ハイヤー タクシー協会	新潟市ハイヤー タクシー協会	-	
新潟交通株式会社 乗合バス部	新潟交通株式会社 乗合バス部	-	
新潟交通観光バス 株式会社	新潟交通観光バス 株式会社	-	
都市政策部 都市交通政策課長	都市政策部 都市交通政策課 課長	野坂 俊之	
西区役所地域課長	西区役所地域課 課長	兼島 智子	
西区役所建設課長	西区役所建設課 課長	丸田 喜之	